

公布された規則のあらまし

◇静岡県水循環保全条例施行規則

1 制定の理由

静岡県水循環保全条例の制定に伴い、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 水源保全地域の指定等の案の公告について定めました。（第2条関係）
- (2) 水源保全地域の指定等の案に対する意見書について定めました。（第3条関係）
- (3) 水源保全地域内における土地取引の届出について定めました。（第4条関係）
- (4) 水源保全地域内における開発行為の届出について定めました。（第5条関係）
- (5) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、令和4年7月1日から施行することとしました。